

告 示

埼玉県告示第百十四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止する家畜等

あひる及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止する期間

令和五年二月十日から当分の間

三 禁止する区域

令和五年埼玉県告示第百十三号（患畜等の届出の公示）により公示した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生場所並びに春日部市及び神川町の区域内に存する農場であつて、家畜防疫員が家きん等を移動及び移出させてはならない旨を指示した農場